三田市いじめ防止基本方針

三　田　市

目次

はじめに 1

1　こどもたちの思いや願い 2

2　いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方 4
　１．いじめの防止等の対策に関する基本理念 4
　２．いじめの定義 5
　３．いじめの認知 5

3　いじめの防止等に関する取組 6
　１．市及び市教育委員会の取組 6
　２．学校の取組 11
　３．家庭、地域、関係機関の役割 21

4　いじめの重大事態への対応について 22
　１．平常時の備え 23
　２．いじめの重大事態発生時の対応 24
　３．市長による再調査 26

5　いじめの防止等の検証及び見直し 26

はじめに

いじめはどこでも、どのこどもにも起こり得る問題である。いじめはこどもたちが安心して毎日の生活を送る権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、決して許されない行為である。

こうした問題はこどもたちの世界に限ったことではない。大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、SNS での誹謗中傷などといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、暴力を肯定していると受け止められるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、こどもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くのこどもを救うためには、こどもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめを決して見逃さない」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要である。

三田市では「いじめ防止対策推進法」が平成２５年６月に公布、９月に施行されたことを受け、平成２６年５月に「三田市いじめ防止基本方針（以下、「本方針」とする）」を策定した。

また、三田市では第三者で構成する「三田市生徒指導等問題対策委員会」を平成２５年度に設置し、これからの三田市の生徒指導の在り方について検討・協議を行い、提言書「審議のまとめ」を作成した。令和４年度には、生徒指導上の諸課題が多様化、複雑化する中、当委員会の助言を受け生徒指導リーフレット「三田市のめざす生徒指導の進め方」を作成し、生徒指導体制の充実を図っているところである。

その後、令和４年１２月の「生徒指導提要」、令和６年８月の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、令和７年３月の「兵庫県いじめ対応マニュアル」等、いじめ防止に係る国や県の指針が改訂されたことをうけ、より実効的にいじめ防止等の取組を推進していけるよう本方針の一部改定を行った。

今回の改定にあたっては、「こどもたちの声をいかに反映させるか」をポイントの一つとして市内公立の小中学校に在籍する小学校５年生から中学３年生を対象にいじめ防止に係るアンケート調査（以下、「アンケート調査」という）を実施し、いじめに対する児童生徒の素直な考えを把握し、本方針に反映した。本方針の「1こどもたちの思いや願い」では、上記アンケート調査の回答結果を整理し、児童生徒自身が考えた内容を示した。他の項目についても、1で示した児童生徒の思いを中心に据え、いじめの未然防止等の方針を整理した。

これらの改定を通して、すべての児童生徒にとって安全で安心な学校づくりを一層推進していく。

1　こどもたちの思いや願い

三田市では、本方針の改定にあたり小学校５・６年生及び中学校１年生から３年生までの児童生徒を対象に実施した「アンケート調査」を通じて、いじめに対する本市の児童生徒の思いや願いを聞いた。アンケート調査の回答には、いじめをなくすために児童生徒自身が何を考え、どういったことに取り組みたいのか、率直な考えが書かれていた。

児童生徒の一人一人の思いや願いを大切にし、自分自身の行動を振り返りながら、互いに支え合い、安心して学校生活を送れる集団を築いていくために、児童生徒自身が考えた内容を以下のようにまとめた。

１．「いじめ」を正しく理解する

「※いじめている人がいじめをしていると思っていないし、楽しんでいる」など、行為を行っている人が「遊び」や「遊びの延長」で楽しんでいることでも、相手に嫌な思いをさせているかもしれないことを理解する。

２．「自分事」として考える

「※一人一人が自分事だと思っていじめをなくすための対策をとる」など、誰もがいじめをする側にもされる側にもなり得ることを理解し、自らがいじめを「しない」「させない」「見逃さない」当事者であることを意識する。

３．いじめに気付いたら止めたり、相談したりする

「※『それやりすぎだよ』って注意をすることと周りの人に相談をする」など、いじめを目撃したり、不穏な空気を感じたりした際、「やめよう」と声をかけたり、信頼できる大人や友人に相談したりするなど、自分にできる行動をとる。

４．安心して過ごせる居場所を作る

「※解決できなくてもとりあえず話を聞いてほしい」「※今まで通りに接してほしい」など、いじめを受けた、あるいは不安を感じている仲間に対し、話を聴く姿勢を持ったり、特別視するのではなく、今までと変わらない態度で接したりするなど、仲間が安心して過ごせる居場所を作る。

５．互いの違いを認め合う

「※自分の『当たり前』を押しつけないことが大切」「※一人一人の気持ちや考え方を理解しようとする」など、自分にとっての「普通」や「当たり前」が、必ずしも相手にとっての「普通」や「当たり前」ではないことを理解し、互いの違いを認め合う。

６．SOS を受け止めてほしい

「※相談にのってほしい」「※自分の気持ちを知っておいてほしい」など、自分自身がいじめを受けたり、心に不安を感じたりしたときは、周りの大人や友人に SOS を発信するので受け止めてほしい。

※「アンケート調査」の回答から一部抜粋

2　いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

1．いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめられたこどもたちの心や体を傷つけ、時には命さえ奪ってしまう最大の人権侵害行為である。しかしながら、いじめはどこでも、どのこどもにも起こり得る問題であるため、その防止等の対策は、社会全体で取り組むことを旨としなければならない。

いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないなど、いじめを許さない社会の実現にあたっては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第３条の基本理念に則り、市、市民、学校、公的機関、家庭及び地域社会の構成員がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に連携及び協力しなければならない。学校におけるいじめの防止等の対策は学校全体が一丸となった「チーム学校」体制で取り組むものとする。また、いじめが発生してから対処するだけでなく、いじめが起こらない集団づくり、起こさせない指導を教育活動全体を通じて展開する。

いじめ防止対策推進法（※以下、四角枠内条文同じ）

第 3 条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

※いじめの基本認識（兵庫県教育委員会：兵庫県いじめ対応マニュアルより）

①　いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
②　いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③　いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④　いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
⑤　暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
⑥　いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
⑦　いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

２．いじめの定義

第2条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 2　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。 3　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。 4　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

（留意点）

・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や地域クラブ活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ、ＳＮＳやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）
･冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
･仲間はずれ、集団による無視をされる
･軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
･ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
･金品をたかられる
･金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
･嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
･パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

・上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
・これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

３．いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童生徒の受けとめが重要である。けんかやふざけ合い、遊びと思って始められたものであっても、気づかないところでいじめを受けている場合があ

る。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたると判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

（留意点）

- 「弱い者に対して」というような児童生徒間の人間関係にはよらない。
- お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- 行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為が１回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。
- いじめを受けていても、当該児童生徒がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

３　いじめの防止等に関する取組

１．市及び市教育委員会の取組

（１）三田市いじめ防止基本方針の策定

法第１２条に基づき、三田市のいじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処などが体系的かつ計画的に行われるよう、具体的な対策を記載する。

> 第 12 条　地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（２）三田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第１４条第１項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校・教育委員会・家庭児童相談室・青少年育成センター・警察・その他関係者により構成する「三田市いじめ問題対策連絡協議会」を条例により設置する。なお、いじめの問題解決に向けて情報交換や具体的対策を協議するため、下部組織である「三田市いじめ問題対策ネットワーク会議」を開催する。

第 14 条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

（３）市教育委員会の附属機関の設置

法第１４条第３項に基づき、三田市におけるいじめ防止等の調査研究を行うため、学識経験者・心理や福祉等の専門家・弁護士・その他関係者により構成される「三田市生徒指導等問題対策委員会」を市教育委員会の附属機関として設置する。

第 14 条第 3 項　教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（４）いじめ防止における市教育委員会の具体的な取組

法第７条に基づき、市におけるいじめ防止等のため、市の社会教育や福祉担当課、関係機関と連携しながら、以下の取組を推進する。

第 7 条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

①　未然防止

ア　人権教育の充実

法第４条に基づき、「いじめは、相手の人権と人格を傷つける行為であり、決して許されるものではない」という認識のもと、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、全ての教育活動を通じて生命尊重の精神や人権感覚を養う教育を推進する。

第 4 条　児童等は、いじめを行ってはならない。

イ　道徳教育及び体験活動等の充実

法第１５条に基づき、児童生徒の規範意識や道徳性を育み、互いを認め、心通いあう人間関係を構築するため、道徳教育及び体験活動等を充実させる。

第 15 条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

ウ　情報モラルに関する指導の充実

法第１９条に基づき、インターネットの特殊性による危険を十分に理解したうえで、スマートフォンやネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、効果的に対処できるよう啓発する。特に、インターネットを通じて行われるいじめへの対応については、法第１９条第３項に基づき、必要な取組を行う。名誉棄損やプライバシー侵害等が確認された場合は、関係機関と連携して適切に対応する。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させ、保護者に周知するとともに、保護者に対して、家庭でのルール作り等について啓発を行う。

全ての児童生徒に貸与しているタブレット端末の活用にあたっては、個人の ID やパスワードを適切に管理するよう指導するとともに、安全で適切な使用方法を指導し、情報管理に努める。

第 19 条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

第 19 条第 3 項　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

エ　自殺予防教育の推進

児童生徒の心の危機に早期に気づき、児童生徒の相談する力（援助希求的態度）を育成する「SOS の出し方に関する教育を含めた自殺予防教育」の推進に努める。また、児童生徒が出した SOS に教職員が気づき、受け止めることができるよう、教育相談の充実を図る。

オ　児童生徒の主体的な活動の推進

学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。

また、「三田市中学生サミット」を開催するなど、児童生徒の

立場からいじめをなくす取組を推進するとともに、各学校の児童会や生徒会における主体的な取組を支援する。

カ　教職員の資質向上及び学校の組織的対応力の向上

法第１８条第２項に基づき、児童生徒の言動や表情、体の不調などの小さな変化を見逃さず、いじめの兆候を発見し、「いじめ見逃しゼロ」に取り組むため、毎年いじめ防止等に関する研修を実施し、教職員の人権感覚やいじめ対応・実践的指導力と学校の組織的対応力の向上を図る。

第 18 条第 2 項　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

キ　保護者等を対象とした啓発活動の実施

法第９条で規定された保護者の責務等を踏まえて、こどもの規範意識を養うための指導を適切に行うことができるよう、保護者等を対象とした啓発活動や研修会を実施する。

また、法第２１条に基づき、全ての市民を対象にいじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について必要な広報を行う。

第 9 条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

第 21 条　国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

ク　いじめの実態把握

法第２０条に基づき、いじめの防止及び早期発見のため、いじめに関するアンケートを定期的に実施し、いじめの実態把握と分析を行うとともに、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組む。

第 20 条　国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

②　早期発見・早期対応

学校との定期的な情報交換・情報共有を行い、いじめの実態及び状況等を把握するとともに、定期的ないじめに関するアンケートの実施、教育相談の取組状況、児童生徒が書いた人権作文や道徳の感想文、いじめに関するアンケート等の確認体制と組織での情報共有の状況等を点検し、指導助言を行う。特に、解決が困難な事案については、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導を徹底する。

③　保育園所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校との連携

中学校区ごとで定期的にこどもの情報交換を行い、いじめに対する学校の指導体制、指導内容を共有する。また、「三田市いじめ問題対策連絡協議会」や「三田市いじめ問題対策ネットワーク会議」において、高等学校との連携を進める。

④　関係機関との連携

法第１７条に基づき、いじめの防止等の対策が適切に行われるよう、関係機関（三田警察署、三田市こども未来部、川西こども家庭センター、医療機関、法務局など）との適切な連携を図るため、日頃から、情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制の構築に努める。

> 第 17 条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

⑤　教職員が児童生徒一人一人と向き合う時間の確保

学校における働き方改革を進めることで、教職員がゆとりをもって児童生徒と関わる時間を確保し、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう環境整備を進める。

２．学校の取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

法第１３条に基づき、学校における、いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を決める。その際、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等と連携して策定するものとする。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童生徒、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

第 13 条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第２２条に基づき、いじめを防止、早期発見し、組織的に対応するため、「学校いじめ対応チーム」を設置する。学校いじめ対応チームは、いじめの防止、早期発見に加えて、日常的な事案の迅速な初期対応と、指導内容の正確な記録と情報共有を担う。担任などが一人で抱え込まず、管理職等への迅速な報告・連絡・相談を徹底し、チーム学校で対応する。必要に応じて、学校いじめ対応チームには※1スクールカウンセラー（以下、「SC」という）や※2スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という）など心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの専門的な知識を有する者を加え、事案を協議、検討する。

※1スクールカウンセラー（ＳＣ）

いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動を起こす児童生徒、更には、大規模自然災害や感染症拡大の影響等でストレスや不安を抱える児童生徒やその保護者の心のケアを行う専門家。

職務には、児童生徒や保護者へのカウンセリングだけでなく、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法や身近な人に相談する方法を身に付ける教育プログラムの実施等がある。

※2スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校、貧困、虐待等、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家。

職務には、個別ケースの見立て（アセスメント）及び、課題解決の手立て（プランニング）への支援に加えて、学校内におけるチーム支援体制の構築や、支援方法等を検討する会議の事前調整等を行う。

> 第22条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】（文部科学省：いじめの防止等のための基本的な方針より）

（未然防止）

- ✧ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

（早期発見・事案対処）

- ✧ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ✧ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ✧ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ✧ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

- ✧ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ✧ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ✧ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）

児童生徒にいじめに関するアンケート調査を実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童生徒や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童生徒の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第２３条に基づき、原則としてそのすべてを学校いじめ対応チームに報告

しなければならない。そして、学校いじめ対応チームは、当該児童生徒及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、説明責任が果たせるよう適切に記録する。

学校いじめ防止基本方針等には、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。なお、学校いじめ対応チームの会議において事案対処や事後対応について検討する際、専門家による児童生徒や保護者のアセスメントや心のケア、事案対処等への助言、関係機関との連絡調整だけでなく、学校の組織体制の構築や見直しについても、積極的に指導助言を受ける機会とする。

第23条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

（３）いじめ防止における具体的な取組

①　いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童生徒の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童生徒もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童生徒の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話を聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、学校いじめ対応チームで適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童生徒に理解されるような取組を行う。

②　信頼関係の構築

いじめの防止には、学校、保護者、地域が一体となり、児童生徒の豊かな心を育てるなど、「いじめを生まない土壌づくり」が重要である。そのため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整える。また、普段から学校は、SCやSSWと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を

整備するとともに、家庭訪問等により児童生徒や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、ＰＴＡの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取組を行う。

③　いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめを行った児童生徒の背景には、「優越感を得たい」「自分の立場を守りたい」といった集団心理や自己保身の心理があること。行為者が「遊び」と思っていることでも相手が「嫌がっている」ことに気づいていないという認識の甘さから行為がエスカレートすること。また、「周りができていることを自分はできないと孤独を感じてしまう」といった「孤立への恐れ」や「他者からの評価への不安」そして、「学習面での不安」など、人間関係や学習の様々なストレスも要因の一部にあることを踏まえ、一人一人が活躍できる集団作りやストレスに適切に対処できる力を育成する。
また、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。「発達に課題がある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、外国にルーツを持つ児童生徒」「性的マイノリティの児童生徒」「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等は、これらのことがきっかけとなり、いじめを受けることがあるため、日常的に当該児童生徒に適切な支援を行い、保護者と連携し、周囲の児童生徒に対して、必要な指導を組織的に行う。

④　※3発達支持的生徒指導の推進

すべての児童生徒が、個々の存在感や自己有用感を高められるよう発達支持的生徒指導を推進する。具体的には、授業や特別活動等を通じて「自己肯定感」と「他者への共感性」「多様性を認め合う心」を育み、いじめを許さない集団づくりを基盤とする。また、問題行動への対応に留まらず、一人一人の可能性を伸ばすアプローチを日常化することで、一人一人の心の居場所作り、互いに認め合う集団作りを行い、いじめを未然に防ぐ土壌を整える。

※3発達支持的生徒指導

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本

的な立ち位置を示している。すなわち、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され､その発達の過程を学校や教職員が支えていくという視点に立っている。（文部科学省：生徒指導提要より）

⑤　いじめに向かわない態度・能力の育成

学校は､児童生徒が仲間や教職員と心を通いあわせ､安全､安心に生活できる場でなければならない。そのため、全教職員は､児童生徒が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努めなければならない。また、「相手の気持ちを考える」「自分がされて嫌なことは相手にもしない」といった「相手の気持ちを想像する力（共感性）」や、「自分の感情やストレスを他者を傷つけずに適切にコントロールする力」の育成に努める。そして、「児童生徒一人一人の主体性を大切にした学級経営」を行うことで､児童生徒に集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などが育まれ、互いを認め､心通いあう人間関係･学校風土を自らつくり出していくことが期待される。加えて､児童生徒が､多様性を認め合うことが､みんなの幸せにつながるあたりまえのこととして感じ取ることができるよう､道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実させる。また､SC や SSW 等と連携し、「自分だけが置いて行かれる」「自分だけ浮いているように感じる」等､「集団内での不安定な位置づけの不安」や「遊びがいじめに発展する懸念」といった児童生徒の抱える具体的な不安に対応した児童生徒の※4ストレスマネジメントや※5ソーシャルスキルトレーニング、いじめを見たら「やめなよ」と声をかける勇気や、孤立を防ぐ※6ピアサポート活動の重要性を理解させ、いじめに向かわない態度や能力の育成につなげる。

※4ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される（文部科学省:生徒指導提要より）。

※5ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。（文部科学省：生徒指導提要より）。

※6ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て､児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。

「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる（文部科学省：生徒指導提要より）。

⑥　児童生徒が主体となった取組

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、児童生徒が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動など、いじめ防止を訴えるような主体的な取組を推進し、いじめを許さない学級・学校づくりを促進する。

⑦　インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の内容を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上を図る。また、全ての児童生徒に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、小学校低学年からの情報モラル教育を推進し、警察等関係機関と連携し、発達段階に応じて児童生徒に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールをこどもの意見を取り入れて作り、環境の変化やこどもの成長に合わせてルールを定期的に点検・見直すよう、積極的に啓発する。

⑧　自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培う「SOS の出し方に関する教育を含めた※7 自殺予防教育」を推進する。

また、児童生徒が出した SOS を教職員が見逃すことなく、受け止めることができる力を養うための研修等を行うとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

※7 自殺予防教育

自殺対策基本法第 5 条

学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

自殺対策基本法第 17 条第 3 項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い

心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑨　学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間でのいじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有や配慮を必要とする児童生徒のきめ細かな引継ぎを進学時に行い、また、日頃から緊密に連携する。

（４）早期発見における具体的な取組

いじめは大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいに類して行われたりすることを認識する。したがって、「小声でのひそひそ話」や「一人だけ置いて行かれる様子」等の些細な兆候であっても、「いじめではないか」との危機意識を持って積極的に認知し、初期段階から学校いじめ対応チームで、組織的かつ適切な対応を行う。また、児童生徒がいじめを目撃・経験した際に、先生や大人（家族を含む）に相談することが、いじめの早期発見につながる行動であるというメッセージを繰り返し発信する。さらに、いじめの現場において「傍観者にならない」ことの重要性を強調し、いじめをその場で「止める」「注意する」「先生に伝える」といった主体的な仲裁行動がいじめ見逃しゼロにつながることを発信する。そして、早期発見には、学校いじめ対応チームの会議を毎週あるいは毎月など、定期的に実施し、情報共有することが有効である。

学校は、定期的、また必要に応じて児童生徒を対象としたいじめに関するアンケートや教育相談などにより、集団や個々の児童生徒の現状把握に努める。また、人権作文や道徳の感想文、いじめに関するアンケート等には児童生徒の本音や援助を希求する内容が記されていることがあるため、すぐに確認、点検し、組織で情報共有する。

（５）いじめに対する措置

学校は日頃からいじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒や保護者から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、法第２３条に基づき、以下の通り、適切な措置をとる。

①組織への迅速な報告と共有

発見、連絡を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務より優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対応チームに報告する。

②学校いじめ対応チームによる事実確認

その後は、学校いじめ対応チームが中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。なお、学校いじめ対応チームの会議は緊急性に基づいて随時実施し、情報共有のうえ、役割分担等を決定し対応する。

③保護者との連携と市教育委員会への報告

いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒等の保護者には学校の対応方針等を伝え、連携を図るとともに協力していじめの解決を図る。また、事実確認の結果は、速やかに校長が責任をもって市教育委員会に報告する。

④いじめ情報の適切な記録と全教職員での共有

各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に整理し、記録に残すなど可視化することで、全教職員で情報共有し対応する。

⑤専門家と連携した再発防止策の実施

いじめがあったことが確認された場合、必要に応じてSCやSSW等の心理や福祉等の専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。

⑥被害児童生徒の安全確保と徹底した保護

いじめを受けた児童生徒や保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き、状況に応じて、複数の教職員が、見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。児童生徒の話を聞く際は、話を傾聴すること、その上で「学校生活においてよくあること」などと先入観で決めつけるのではなく、児童生徒が置かれている状況を理解し、寄り添いながら対応策を検討することが重要。ただし、性的事案や虐待事案に関しては、早期に三田市家庭児童相談室等、関係機関に連絡し、専門的な視点で聞き取りを行えるよう対応する。また、必要に

応じていじめを行った児童生徒を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする。

⑦加害児童生徒への指導と保護者への助言

いじめを行った児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、学校は、いじめの重大性に応じ、規律ある指導と再発防止の徹底に努める。なお、いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、成長支援の観点をもちながら指導する。その保護者へは、協力を求めるとともに継続的な助言を行う。

⑧情報提供者のプライバシー保護と不利益の防止

いじめがあることを連絡した児童生徒に対しては、学校はその児童生徒のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮する。また、勇気をもっていじめを連絡したことで不利益が生じないよう対応することをはっきりと伝え、安全で安心な学校生活が送れるよう取組を徹底して行う。

⑨観衆・傍観者を含めた集団全体への毅然とした指導

いじめを加害・被害の二者関係だけの問題にとどめず、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払うなど、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。

⑩犯罪行為や重大被害に対する警察との連携

いじめが性的事案等、犯罪行為として取り扱われるべきものと判断したときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに三田警察署に通報して対処する。

⑪いじめが「解消」したと判断する2つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

いじめに係る行為が目安として３カ月間継続して止んでいること。この期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。

イ　いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その際、当該児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により必ず確認する。

⑫いじめを真に「乗り越えた」状態

いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、いじめを受けた児童生徒の心身が回復し、いじめを行った児童生徒が抱えるストレス等の問題が取り除かれ、当事者や周りの者が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

（６）取組に対する評価

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対応チームを中心に点検し、必要に応じて見直すことが求められる。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じたいじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

以上のように、いじめ防止に係る取組を※8 PDCA サイクルに基づき実施する。PDCA サイクルにおいては、特に C（点検・評価）にあたる部分を重視し、学校の取組の見直しを図る。

※8 PDCA サイクル

生徒指導計画（Ｐ： Plan）を策定し、実施（Ｄ：Do）し、点検・評価（Ｃ：Check）を行い、次年度の改善　（Ａ：Action）へとつなげること。

３．家庭、地域、関係機関の役割

（１）家庭の役割

こどもたちの豊かな人間性を育むためには、家庭がこどもにやすらぎと安心を与える場であることが重要である。そのため、法第９条に基づき、保護者は日頃からこどもたちに基本的な生活習慣や学習習慣を身につけさせる責務がある。また、こどもたちは家族に「話を聞いてほしい」「慰めてほしい」「安心させてほしい」といった心のケアを強く求めている。保護者は、こどもたちが被害を打ち明けた際には、まず共感し、否定せず、無条件で受け止めることで、家庭が安全で安心できる心の拠り所となるよう努める。さらに、こどもたちの思いやりの心や善悪の判断など規範意識の基盤をつくるため、いじめ等の問題についても、日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に伝えなければならない。なお、こどもがいじめを受けた場合は、速やかに学校や関係機関と協力し、こどもをいじめから守らなければならない。

また、保護者は、学校や市教育委員会等が行ういじめ防止等の取組に協力し、いじめ等の問題に関して協働して取り組むよう努める。

第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 2　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。 3　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。 4　第１項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前３項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（２）地域の役割

こどもたちは地域の中で育つ。そのため、地域の構成員はこどもたちが安心して活動できる安全な地域づくりを進める。また、地域でこどもたちに多様な体験の場を提供するなど、地域全体で家庭教育を支えることも重要である。「地域のこどもは地域で育てる」ことを念頭に、学校や家庭と協力しながらどのこどもに対しても温かい目で見守り、育てていく。

（３）関係機関の役割

各関係機関は、法第１７条に基づき、いじめの防止等のための対

策が適切に行われるよう、定期的な情報交換会を実施するなど、学校、家庭、地域、市教育委員会との連携を強化する。

> 第 17 条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

4　いじめの重大事態への対応について

市教育委員会又は学校は、法第２８条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。調査の目的は、事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び、同種の事態の再発防止策を講ずることである。なお、市教育委員会又は学校は事実関係が確定する前であっても、疑いがある段階で調査の実施に向けて動き出さなければならない。

【※重大事態とは】

○　いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第 28 条第１項第１号）。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

○　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第 28 条第１項第２号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

> 第 28 条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
>
> 一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
>
> 二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

１．平常時の備え

（１）市及び市教育委員会の備え

①専門家等との連携体制及び調査組織の確保

弁護士、医師、学識経験者、公認心理師等の専門家組織と平時から連携を深める。迅速に調査組織を立ち上げられるよう、委員候補者の推薦手順の整理や、調査に係る予算の確保に努める。

②法務相談・助言体制の整備

学校が外部の専門家（スクールロイヤー等）から迅速に助言を得られる体制整備する。

③重大事態の判断と指導・助言の徹底

適切に「重大事態」の判断を下せるよう、重大事態の定義（「疑い」の段階での着手）や具体例を学校に周知し、定期的に学校のいじめ認知状況をモニタリングする。

④教育を受ける権利の保障に向けた環境整備

いじめにより登校が困難となった児童生徒に対し、ICT を活用した学習支援や多様な学びの場の確保など、教育を受ける権利を継続的に保障するための選択肢を整える。

（２）学校における備え

①教職員の共通理解

教員研修等の実施により、三田市及び学校のいじめ防止基本方針の内容や重大事態の定義、調査の目的・手順について、共通理解を図る。

②学校いじめ対応チームの機能強化

法第２２条に基づく「学校いじめ対応チーム」を実効的な組織として機能させるため、平時から役割分担（全体指揮、記録、連絡調整、児童生徒・保護者への支援等）を明確にする。また、重大事態に関する研修等を行い、組織的な対応力を高める。

③事実に基づいた記録の共有と管理の徹底

いじめの疑いが生じた段階から、事実関係（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を時系列で詳細に記録し、組織的に共有・保管する体制を整える 。記録にあたっては、校内で統一の様式を活用し、主観や憶測を排した客観的な記録に努める。

④警察との連携体制の構築

犯罪行為として取り扱うべきいじめ事案に備え、所轄警察署との連絡体制を平時から構築する。重大な被害が生じるおそれがある場合は、速やかに警察に相談・通報できるよう、連携手順を確認しておく。

２．いじめの重大事態発生時の対応

（１）学校が調査主体となる場合

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対応チームが、学校長の指導及び指揮の下調査を行う。なお、市教育委員会は学校と連携し、学校問題サポートチームを派遣して、適切な指導、助言、支援を行う。

第 28 条第 3 項　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（２）市教育委員会が調査主体となる場合

いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合、市教育委員会の附属機関である「三田市生徒指導等事案調査委員会」による調査を行う。

（３）いじめを受けた児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、①調査の目的・目標　②調査主体　③調査時期・期間　④調査事項・調査対象　⑤調査方法　⑥調査結果の提供について説明し、被害者等の意向を的確に把握した上で調査を進める。

（４）調査の実施

いじめを受けた児童生徒や在籍児童生徒、教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報提供者を守ることを最優先とした調査実施が必要である。なお、調査の実施にあたって、学校は市教育委員会や関係機関との連携を図る。得られた情報については迅速に整理する。

（５）調査結果の説明・公表

法第２８条第２項に基づき調査を行った時、市教育委員会又は学校は、三田市個人情報保護条例に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、関係者の個人情報に十分配慮し、必要な情報を適切に提供する。また、いじめを行った児童生徒及びその保護者への情報提供については、いじめを受けた児童生徒・保護者に確認した後にする。

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、市教育委員会及び学校として、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

第 28 条第 2 項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（６）調査結果を踏まえた対応

市教育委員会においては、調査の結果を踏まえ、いじめを行った児童生徒に対する出席停止措置の検討や、いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を行う。

（７）市長への報告

法第３０条に基づき、市教育委員会は、重大事態が発生した旨を市長に報告する。

第 30 条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

３．市長による再調査

市教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、法第３０条第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市の附属機関である「三田市いじめ問題再調査委員会」において調査を行う等の方法により、市教育委員会又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

第 30 条第 2 項　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
第 30 条第 3 項　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

5　いじめの防止等の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、三田市生徒指導等問題対策委員会に実施状況を報告した上で、必要のある場合は見直しを行う。

三田市いじめ防止基本方針策定経過

策定年月	平成 26 年 5 月 29 日
一部改定	平成 30 年 1 月 25 日
一部改定	令和 4 年 2 月 25 日
一部改定	令和 8 年 2 月 26 日